

第 2 回松本市動物愛護管理推進懇談会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 2 5 日（木曜日） 午後 3 時から午後 4 時 3 5 分まで
- 2 場 所 あがたの森文化会館 講堂 ホール
- 3 出席者 委員長：打越綾子
委 員：北村理恵子、国本和哉、竹田謙一、東條博之、等々力茂義、
福澤美雪、降籟弘雄
事務局：大和真一、及川悦子、平野路子、吉池祐司、大坪啓
（松本市 食品・生活衛生課）
- 4 懇談事項 （仮称）松本市の動物愛護管理に関する基本方針（案）
- 5 議 事 録

（仮称）松本市の動物愛護管理に関する基本方針（案）

発言者	発言内容
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、事務局の説明を受けて、委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思えます。 ・事務局の職員さんだけでは、基本方針に盛り込むアイデアに限りがありますので、理想から現実的なことまで、色んなアイデアを委員の皆様から出していただきたいと思います。
北村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育問題について、福祉やボランティアなどの関係者がたくさん集まっていけば本当にいいと思えますが、問題に対して当事者への接触や動物の引き取りなど、どのような順番で対応していくのか、おおまかなタイムラインを決めていただくといいと思えます。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育問題については、動物の側面だけでなく、まずは飼い主である人へのアプローチをどうしていくか、また、情報をいかに早く探知するか、を考えていく必要があります。 ・去年の 4 月から、福祉関係の部署と連携して対応している事例もありますが、まずは庁内で連携できる体制づくりを行っていききたい。 ・また、ボランティアの皆さんとの関わりについても、情報共有の場を設けていきたいと考えています。 ・そして、環境省のガイドラインの存在や内容を、関係者の共通認識にしていくことが大事だと思っています。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省のガイドラインでは、予防、発見、発見の対応、再発防止の 4 段階に分けて、具体的に何をすべきか、全国の自治体から集めた情報を元に作っています。 ・この 4 段階について、松本市の基本方針に入れていくことで、今の北村委員のタイムラインのリクエストに繋がるかなと思えます。
国本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動について、譲渡活動を実施する私たち団体として、次のことを考えました。 ・これはお願いベースですが、動物の譲渡活動などの動物愛護活動をしている企業や団体を対象に、松本市保健所に認定団体として申請してもらい登録する。そして、活動内容等は事前申請して、意見交換や指導をしながら、保健所が支援をしていることをホームページ等で発信してはどうでしょうか。 ・認定登録する際は、法人化されているか、5 年以上の活動実績があるか、ホームページがあるか、会計報告が公開されているか、コンプライアンスが遵守されているか、松本市独自の様々な新しい基準を設けていくことが必要だと考えています。 ・認定してもらいたい団体は、団体の運営状況を再確認することもできますし、基準に対応するための改善努力もしていくと思えます。 ・これは、登録希望団体のこれからの質の向上、松本市保健所がこれから向かおうとしている方向性の確認にも繋がると思えます。 ・具体的な支援の内容としては、松本市保健所管内の認定企業・団体の組織が運営する松本チームのホームページを作成してはどうでしょうか。 ・新たな公式なホームページを作成することで、管内の動物愛護に携わる関係者の連帯感に繋がり、多くの人々に効果的な発信ができるのではないかと考えています。

発言者	発言内容
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定登録することで、企業やボランティア団体の皆さんの励みになり、企業として参加するメリットや、活動のバックアップになればよいと思います。しかしながら、行政は口は出すけどお金は出さないといった部分が多いので、仕組みを作っても申請する企業や団体が少ないような場面を考えると、慎重にならざるを得ないと思います。
国本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・県外や県内の他市町村の中でも、認定団体が集まりチームを組んで活動をしている事例もお聞きしているので、検討していただけたらと思います。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・国本委員のご提案どおりでなくても、行政が企業や団体と信頼し合って一緒にやっていけるための基準を作ることや、草の根で一生懸命やっている個人ボランティアさんを排除することがないようにするにはどうしたらよいかなど、ボランティアさんたちの質の向上やクオリティの維持をどう図っていくのか、国本委員のエッセンスはぜひ取り入れてほしいと思います。
竹田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ質問をします。 ・基本方針については、数年ごとに見直しがあるかと思います。今回議論している方針が、おおよそ何年周期、あるいは次回は何年後なのか、どういったタイミングで見直しをしていくのか、最終的な原案には、そうした表記が必要ではないかと思います。 ・それから、どうしてもこうした議論の場合、愛玩動物、伴侶動物に限定されがちですが、この方針で捉えている動物の範囲をある程度限定しないと、議論が散漫になってしまうのではないかとこの心配があります。もしお考えなどがありましたらお聞かせいただけたらと思います。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の見直しのスパンは、最低でも3年ごとを考えています。この懇談会は、方針の策定だけでなく、方針の進捗の確認や検証もお願いしたいと考えておりまして、現在、毎年度複数回の開催を検討しているところでございます。 ・動物の範囲については、冊子の資料の4ページの下のイラストを作る際に、参考として県の動物愛護管理推進計画を確認したのですが、計画の中では実験動物や畜産動物の文言は1回出ているだけで、あとは犬や猫の話だけになっています。それは、動物愛護管理法の趣旨からすると片手落ちなので、畜産動物などのアニマルウェルフェアの部分についても考えていかなければならないと思います。基本方針における動物の範囲については、委員の皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。
竹田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の期間が3年の1度ということでしたら、当面は伴侶動物に限定するなど、ある程度絞ってもいいのではないのでしょうか。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・竹田先生がご専門の家畜に関する様々な知識は、子供たちの教育の場面できっと生きてくると思います。動物の範囲の絞り方やトピック、宣伝の方法は考えていただきたいと思います。
東條委員	<ul style="list-style-type: none"> ・アニマルウェルフェアについては、農水省から通知が出ていますので、もう少し知識や普及のレベルが上がってから基本方針に盛り込むことでもいいのかなと思います。 ・普及啓発活動というのは非常に重要だと思います。この方針に書いてあることは一般的な印象が強いので、もう少し一歩踏み込んでもらいたいです。 ・今回の多頭飼育問題についても、獣医師会の獣医師の中でも知識が十分でなかったり、今日の打越先生の講演をお聞きしても、我々ももっと専門的な知識を持たなければいけないと感じました。 ・専門家の研修と一般向けの研修をしっかりとやっていただいて、それをできればユーチューブで観られるようなことを考えてもらえれば、非常にうれしく思います。動物を多く飼ってしまう背景や原因など、踏み込んだ内容を観られるようにすることで、かなり変わってくると思います。 ・また、狂犬病予防の集合注射にお知らせを入れるのもいい案だと思いますが、入れ方が難しいかなと思います。そうしたところを詰めていっていただけたらと思います。

発言者	発言内容
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動については、色々なアイデアはあってもできていなかった部分があります。しかし、保健所は様々なチャンネルを持っているので、そうしたところを生かしていきたいと思い、基本方針に取組み項目を挙げているところがございます。 ・研修については、様々な分野で専門的な研修を行っているのは承知しています。やり方はしっかり考えていきたいと思います。
東條委員	<ul style="list-style-type: none"> ・活動をしていくための費用について、民間企業の支援は受けられないでしょうか。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・費用については、方策を考えていかなければいけない課題だと捉えています。 ・他の自治体ですと、クラウドファンディング、ふるさと納税、イオンのワオンカードなどを活用した他の自治体の事例もありますので、研究していきたいと思います。
事務局（及川）	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動について、松本市はデジタル化の方針という説明をいたしました。が、どうしても対象の年齢層が若くなってしまう。しかし、インターネットの環境がない高齢者等に対する普及啓発も必要です。どうやってやっていったらいいか、方法に頭を悩ませているところなので、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。 ・また、狂犬病予防について、集合注射には来るが動物病院には全く行っていない飼い主さんもいるので、集合注射もよい啓発の場であると認識しています。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針における動物の範囲について、伴侶動物を基本とするということですが、場合によっては補足編とか番外編のページを作って、今後こういう課題をやっていく必要があります、今後こうしたテーマも考えていきます、というような項目を作るのはどうでしょうか。 ・そこに、畜産動物のアニマルウェルフェアの話や、教育として子供たちを牧場に招いて動物の命の大切さを教えていきます、というような内容を盛り込み、3年後にはこの補足編が本編に少し入ってくるかもしれないと予感させる形で作るのもいいかなと思います。 ・寄付の話については、行政が大規模なクラウドファンディングをやってしまうと、逆に民間で活動しているボランティアのクラウドファンディングに寄付が集まらないこともあり、競合してしまう問題も出てきます。 ・民間のボランティアさんに対して企業は寄付をしにくい面もあると思いますので、企業の皆さんには松本市の行政に寄付をしていただき、行政からボランティアに動物のために使ってもらう、という形がいいのではないのでしょうか。 ・また、松本市の寄付金集めも行政職員の営業の一つだと思います。松本市の企業にチラシを作って配り、ホームページへの掲載やボランティアへの伝達などを説明して、寄付を何口いかがでしょうかというように、売り込んでいく戦略が問われるのではないかと思います。

発言者	発言内容
等々力委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今、委員長がおっしゃったような寄付金の話は、非常にいい提案だと思います。我々ボランティア団体も、多くの方が活動されていますが、皆さん持ち出しでやっている状況の中で、お金がなかなか厳しく、お金の問題が非常にウエイトを占めていますので、行政が絡んだ民間企業からの寄付金集めは非常に良いと思います。 ・普及啓発活動については、一番のキーワードだと思うのは、全ての方を「孤独にさせない」ということだと思います。猫を飼っている方、猫が嫌いな方、ボランティアの方、皆さんが孤独になることが一番問題だと思います。 ・先程もデジタル化という話がありましたが、おそらくSNSなどのデジタルツールを活用できる方は、動物のことをある程度理解することができますが、活用できない高齢者など、動物のことを正しく認識できていない部分があると思うので、フェイスtoフェイスの関係づくりなど、孤独にならない方策があればいいと思います。 ・私事ですが、13年前にたまたま急に猫を飼うことになり、当初、数日はネットで飼い方を勉強したりしたのですが、愛護会のにゃんでも相談会に2回出席して思ったのは、いつでも相談できることが非常に良かったと思います。猫の飼い主、地域猫活動をしている方も、ボランティアの方も、孤独にならないような取り組みをしていただけたらと思います。 ・我々ボランティアは、個人でやっている方、地域猫活動をしている方などたくさんいらっしゃいます。そうした中で、猫問題や地域猫問題について、若干認識がずれている方もいらっしゃって、そうした方が孤独になっていくという現状もあります。先程もご意見が出ましたが、ボランティアの研修みたいなものも必要だと思います。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに相談できる窓口があるのは大事だと思います。福祉関係の皆さんのケース対応においても、情報をいただくことで一緒に活動ができた事例がありました。保健所のPR不足の面もあるかと思しますので、できることからやっていきたいと思います。 ・動物に対する認識のズレについては少なからずあると思います。そうした意味でも、今回の方針の中に、正しい地域猫活動の方法といった内容を入れています。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・等々力委員のご発言で、動物を好きな人も嫌いな人もボランティアも孤独にさせてはいけない、とおっしゃっていました。周囲からの「孤独」、一人でやっている「孤独」など、動物のことで「孤独」にさせないための相談ということだと思います。 ・ボランティアさんについても、相談力をアップすることが大事で、傾聴の方法やケースごとの対応方法を学ぶなど、相談しやすい人になってもらうための研修があれば、等々力委員のご提案に方針として応えられると思います。そうした委員のエッセンスを政策としてどうするかを考えていく必要があると思います。

発言者	発言内容
福澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・私は専門学校で、国家資格になることが決まった愛玩動物看護師の学科を持っているのですが、愛玩動物看護師法の成立に向けて、「愛玩」を付けるのか、動物の範囲は犬猫だけなのか、鳥なども入るのか、どこまでを愛玩動物看護師の範囲とするかが問題になっていたことを思い出しました。これまで学科を持っていた資格の動物看護師は、対象が動物全般で、愛玩が付いていなかったため、産業動物や実験動物の学びもカリキュラムがありました。それが包含されたことは良かったのですが、愛玩動物という名称になって、少し寂しさを感じたのを思い出しました。 ・といいますのは、産業動物のアニマルウェルフェアの部分は、犬や猫の飼育においても非常に大事な考え方として浸透しています。5つの自由として、家畜が苦しまないように産まれくる、恐怖、痛み、飢え、乾きからの解放、正常な自由な行動を大事にする飼い方が、犬猫にも求められている、そうしたアニマルウェルフェアの観点がもう少し、飼い主や飼っていない方にも教育が必要だと思えます。 ・先程、等々力委員から「孤独にさせない」というご発言があり、いいお言葉だなと思えました。犬の糞尿の問題にしても、「飼い主が糞尿をきちんと始末すること」というような禁止的な用語を使った看板が非常に多いと思います。かわいいはずのペットの糞を拾えない飼い主の気持ちは、どういう気持ちなんだろうと思いつつながら、犬の散歩をしている、動物を飼っているのが悪く感じてしまうような気持ちにもなってしまいます。これから、松本市が、動物を飼っている人にも飼っていない人にもやさしい市になってほしいと思います。 ・その中で、普及啓発活動については、様々なツールの活用はいいと思いますが、町会に犬の糞尿対策として啓発看板が配布されているということですが、町会に看板を配布するだけではどうでしょうか、もう一步踏み込んで、もう一つ落とし込んでいかないといい政策になっていかないといいと思います。 ・例えば、地域に動物を守る係さんがいる。動物の関係を担っていく係さんがいたら、もし災害が起きた時に、その公民館に誰の犬がいて、グッズがあって・・・というような活動ができる、そんな動物の担当者が欲しいなと思えました。 ・せっかく動物愛護推進員さんもたくさんいらっしゃいます。また、愛玩動物飼養管理士という資格を取っている方もいるのですが、せっかく資格があり知識があっても活用できていない方もいるので、うまく活用して地域で活動する人になってほしいと思います。
事務局（及川）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアさんには、市内全域で活動していただくのではなく、あくまでもご自身が住んでいる地域で活動できる取り組みができないかと考えています。 ・杉並区では、ボランティアさんが担当の地区を持っていて、このエリアはこの方というようになっています。松本市でも、ご自身のお住まいの近く、近隣のエリアで活動していただくのが理想かなと思っています。

発言者	発言内容
降籟委員	<ul style="list-style-type: none"> ・先日、静岡の仲間が信州に来て話をした時に、その方は冬も来たことがあったのですが、この信州の寒さの中で犬を外で飼うのは動物虐待ではないか、と言われたことがあって、動物愛護は地域によって考え方が違うんだなと感じました。そうした中で、この会での議論は、信州松本の動物愛護やアニマルウェルフェアの考え方や手法を育てていかなければいけないと思いました。 ・これまで様々な活動をする中で、猫の団体や犬の団体、多くのボランティア団体が様々な活動をされていますが、少しでも意見が違くと団体がどんどん分かれていって細分化してしまいます。しかし、そうした小さな団体と話をすると、すごい情報をたくさん持っています。けれども、小さな団体なりに色々なことで悩んでいて、相談に行けない、予算がない、引き取っても10頭も飼えないなど、それぞれが悩みを持っています。 ・そうしたことの解決方法の一つとして、例えば行政が主導権を持って、「松本市動物愛護団体懇談会」というような会を作り、小さな団体を集めて話を聞く場面を作ったら、松本が活性化する起爆剤になると考えます。去年、市の保健所が立ち上がり、今年の3月に動物愛護センターの設置の陳情を出しましたが、これを待っていると年数が経ってしまうので、その前から、こうした小さな団体とのつながりを作る活動を始めていくことがいいのかなと思っています。 ・2019年の長野県動物愛護フェスティバルで、多頭飼育のパネルディスカッションに参加しまして、NPO法人長野県介護支援専門員会の副会長などが来て話をしている中で、多頭飼育は一日も早く見つけ出すシステムが必要だろうと思うけど、介護支援専門員会の副会長から、「私たちには多頭飼育のことをあなた方に報告する義務はないし規則もない、個人情報の問題もあり、なかなか承服しかねる。」と言われました。この点について、松本市はどうなっているのか、大和課長からお聞きしたい。こうした本質的な問題、また、色々な団体との横とのつながりについても認識を新たにして、活動の一つ一つしていけば劇的に変わっていくと思います。 ・例えば、狂犬病予防法に関して、動物愛護会に新会員が入ると、その人達に南アフリカで撮った狂犬病のビデオを見せます。ビデオにはショックを受ける映像が多くありますので、誰にでも見せるという訳にはいきませんが、勉強したい人には見せられるようにすることも必要だと思います。また、市民の皆さんに狂犬病の怖さを実感として味わってもらうには、言葉ではなくて実際に映像で見せるというようなことも必要です。今すぐやれることを進めていくことが大事だと思います。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・色んな活動をしている方がいて、色んな考え方をお持ちであることは承知をしています。しかし、保健所が知っている団体はごく一部だと思いますので、私たちが承知をしていない方々も含めてご意見をお聞きすることを始めていかなければいけないと考えています。 ・福祉関係者からの情報提供については、関係者と信頼関係や共通認識を持っていくことが必要だと考えています。 ・普及啓発方法については、紙などのほか、映像などの様々なツールを使うこと、そうした映像を見られる機会が必要だと思います。
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報については、社会福祉法が改正されて、重層的支援という仕組みが作られています。福祉部門のケースカンファレンスの会議では、メンバーが見聞きした情報を共有する仕組みができつつありますので、松本市の福祉事務所と相談して、その会議に動物の担当者がオブザーバーでも参加させてもらうことができれば、情報共有がしやすくなると思います。そのあたりは、事務局が勉強をしていってもらえたらと思います。
事務局（大和）	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援については、福祉サイドから実施に向けた計画が出ていますので、福祉部門と情報共有を進めていきたいと思っています。

発言者	発言内容
打越委員長	<p>・ボランティアさんは、動物に対しては一生懸命に取り組んでいるのですが、人間同士のコミュニケーションは得意でない方も多くいらっしゃいますので、ボランティア同士の意見が分かれて喧嘩しても仲直りができる場づくりが大事だと思います。顔を合わせて世間話ができる場があれば、等々力委員の孤独にさせないというご提案にも繋がってきます。ボランティアさんの仲直りの場づくりのためにも、ボランティアさん向けの小さな研修会を同じ内容で何回もやる形でやることで、よい場づくりになると思います。</p>
北村委員	<p>・先程、福澤委員から、犬のウンチを片付けましょうという啓発看板のお話がありましたが、私がしつけ方を教えるときは、ウンチを片付けましょうというときには必ず、ウンチはわんちゃんの健康のバロメーターなので必ず拾って確認してください、と補足で説明しています。なぜウンチを拾わないといけないのか、ということの詳細に啓発していったらいいのではないかと感じています。</p> <p>・最近、マンションでペットを飼ってもいいというところがあります。ペットを飼うときには、絶対に守らないといけないルールがあります。しかし、守らずに廊下に排泄してしまうということもあります。そこで、企業とタイアップして、そこに地域で推進員さんやボランティアさんがいたら、そのマンションでしつけ方教室を開催して、困ったときには相談に入る人がいる。そして、企業から寄付をいただいて、その寄付をうまく使っていくというような、うまいタイアップの方法があつたらいいかなと思います。</p>
国本委員	<p>・推進員さんやボランティアさんのそうした活動について、もちろん保健所に事前申請し承認をいただいた上で、ぜひやってくださいという形になって、その媒介の方法としてホームページを作って、保健所が協力しています、知っています、ということホームページに載せるというのがいいと思います。このままでは個々での活動になってしまいます。松本市がそうした活動を知っているという雰囲気があれば、それを見て企業から寄付が来るかもしれません。松本市保健所との一体感が必要だと考えます。</p>
打越委員長	<p>・例えば、認定された団体がマンションでしつけ方教室の講師をやるような場合に、松本市の団体同士でレクチャーする内容を揃えるというのもいいと思います。どこでやっても誰がやっても、だいたい同じ内容になるようにすれば、行政も安心して民間団体に任せられると思います。</p>
竹田委員	<p>・この基本方針の上位には県の計画があり、その上には動物愛護管理法があります。「動物は命ある存在」と動物愛護管理法に定義がありますが、基本方針の中でも、動物に対してどう接するかという考え方を示すべきだと思います。先程の講演会でも多頭飼育を事例としたお話がありましたが、心の問題や金銭の問題はあるにせよ、動物を飼うということは命を預かることだという根本的なところは、基本方針なので示すべきだと思います。</p> <p>・ここまで様々な議論がされていますが、関係団体との連携や、市の部署の中での関係性など、基本方針の中に体制図のような図を示していただきたいと思います。</p> <p>・また、ご説明をお聞きする中で、基本方針ということですが、取り組みを実行していく内容が多くありますので、細かすぎると逆に今度はそこに縛られてしまうのではないかなと思いました。</p> <p>・一つ具体的な提案になりますが、飼い主の人が情報を一番目にする場所というと、日々餌を買いに行く量販店だと思います。情報発信としては、薄く広くですが確実に人の目に届くのではないかなと思います。</p>
事務局（大和）	<p>・理念に関する部分、体制図については、検討していきたいと思います。書き方についてももう少し工夫してまいります。</p>

発言者	発言内容
打越委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の原案の文章について、どのようにして内容を膨らませてより説得力のあるものにしていくか、という書き方の戦略が見えてこないように感じます。重点施策の取組みの部分については、具体的な例示や、全国の自治体の事例をもっと調べてほしいと思います。 ・また、基本方針は令和5年度中の策定ですが、令和6年度に実行では遅いので、来年度実行できることは方針に入れて、目玉として計画に盛り込んでおく必要があります。前のめりで準備していったほしいと思います。全国の実例はたくさん持っていますので、ぜひ相談していただけたらと思います。
福澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・猫問題への対策について、不妊去勢手術についてはかなり取り組まれています。しつけ方教室に関しては、なぜウンチを拾わないといけないのか、日頃の健康管理をどのように行うのかということも含めて、いい教室ができると思います。北村先生にも協力いただきながら、行動学関係では私も協力ができると思いますので、そのあたりも含めて、専門学校を会場に使っていただきたいと思います。何かご協力できることがあればと思います。